一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県伊豆市筏場字西幡八〇三の九五、八〇三の九六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第九百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月二十三日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年七月二十一日農林水産省告示第千二百二十九号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月二十三日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県湖南市三雲字大納言二一五六の一（次の図に示す部分に限る。）、二一〇八、二一〇八の一から二一〇八の四まで、二一一一から二一二四まで、二一一一の二、二一五六の二から二一五六の四まで、字風呂山二七〇八の一（次の図に示す部分に限る。）、二七〇八、二七〇八の二から二七〇八の七まで、二七〇八の七一、二七〇八の七二、二七〇八の七五から二七〇八の七七まで、二七〇八の八八から二七〇八の九四まで、二七〇八の一〇四から二七〇八の一二七まで、二七〇八の一四五、二七〇八の一六一から二七〇八の一八一まで、二七〇八の一八四、二七〇八の一八五、二七〇八の二〇三、二七〇八の二〇八から二七〇八の二三〇まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月二十三日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県米原市上野字伊吹山一八五五の三七・一八五五の三八（以上二筆国有林）、一八五五の二四（次の図に示す部分に限る。）、一八五五の一から一八五五の三まで、一八五五の五から一八五五の八まで、一八五五の二二、一八五五の二三、一八五五の二六、一八五五の二八、一八五五の三一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月二十三日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成六年十月七日農林水産省告示第千三百九十四号（二に係るものに限る。）、平成十三年七月三十日農林水産省告示第九百六十一号、平成十三年七月三十日農林水産省告示第九百六十二号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月二十三日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年十月十三日農林水産省告示第千八百四十二号（二に係るものに限る。）、昭和五十九年九月十三日農林水産省告示第千九百三十九号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月二十三日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県中津川市蛭川字高見六七九の四、六七九の六、六七九の一八、六七九の二一、六八〇の一、六八〇の五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月二十三日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神奈川県相模原市緑区小渕字小渕山九六一のイ、九六一の口、九六二の一、九六二の二、九六二の五から九六二の一三まで、九六四から九六八まで、九六九の一から九六九の五まで、九六九の八から九六九の一一まで、九七〇の一〇、九八五の一、緑区澤井字一ノ尾一二六七の二、一二六八、一二六九、一二七六、一二八〇の三、一二八六、一二八八、字上沢井東一五二三の一、字シヨゴ原一六一一、一六一二、一六一三の一、一六一三の二、一六一四のイ、一六一四の口、一六一五から一六一七まで、一六一八の一から一六一八の三まで、一六一九、一六二〇、一六二一のイ、一六二一の口、一六二五の一、一六二五の二、字三ツ沢二〇六四・二〇六五のイ・二〇六五の口（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇六七の七、二〇六七の八、字西沢朝日二一五〇の一、二一五一の一、二一五一の三、二一五四、二一五六の二、二一六四、